

専決第 10 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 13 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|--|------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 平成 30 年度に町が施工した旧ビジネスホテル幸解体撤去工事の振動により、隣接住宅に損害が発生したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 164,702 円 | | |